

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1031回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和4年2月17日（木）10時30分～11時45分
2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室（議題2はTV会議システムを利用）
3. 出席者（※TV会議システムによる出席）：
原子力規制委員会 山中委員
原子力規制庁 小野長官官房審議官、田口安全規制管理官、岩澤企画調査官 他9名

東北電力株式会社 阿部原子力本部原子力部部长 他9名
東京電力ホールディングス株式会社 山本原子力設備管理部長 他21名※
4. 議題
 - (1) 東北電力（株）女川原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設に係る審査について
 - (2) 東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の特定重大事故等対処施設に係る審査について
 - (3) その他
5. 配布資料
 - 資料1 女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設の概要について
 - 資料2-1 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設<火災による損傷の防止>
指摘事項に対する回答
 - 資料2-2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
本文<火災による損傷の防止>
 - 資料2-3 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
補足説明資料<火災による損傷の防止>
 - 資料2-4 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の設置について
<故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項>
指摘事項に対する回答
 - 資料2-5 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
本文<故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項>
 - 資料2-6 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
補足説明資料<故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項>

- 資料 2-7 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の設置について
＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞
＜水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞(コメント回答)
- 資料 2-8 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の設置について
＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞
＜水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞
- 資料 2-9 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について(特定重大事故等対処施設)
本文＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞
- 資料 2-10 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について(特定重大事故等対処施設)
本文＜水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞
- 資料 2-11 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について(特定重大事故等対処施設)
補足説明資料＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞
- 資料 2-12 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について(特定重大事故等対処施設)
補足説明資料＜水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞
- 資料 2-13 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
発電用原子炉設置変更許可申請
特定重大事故等対処施設の技術的能力について
審査会合コメント回答
- 資料 2-14 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
発電用原子炉設置変更許可申請
特定重大事故等対処施設に係る体制の整備の概要について 第1回
- 資料 2-15 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
発電用原子炉設置変更許可申請
特定重大事故等対処施設に係る体制の整備の概要について 第2回
- 資料 2-16 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について(特定重大事故等対処施設)
本文＜特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について＞
- 資料 2-17 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について(特定重大事故等対処施設)
補足説明資料＜特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について＞
- 資料 2-18 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の概要について

6. 議事概要

(議題1)

- (1) 東北電力株式会社から、資料を用いて、女川原子力発電所2号炉に係る特定重大事故等対処施設の設置に関する発電用原子炉設置変更許可申請の概要について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 東北電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

(議題2)

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、資料を用いて、柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉に係る特定重大事故等対処施設に関する火災による損傷の防止、故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項、原子炉格納容器の過圧破損防止機能、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能及び技術的能力について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上